

# 第6章

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期における雇用対策

前章までで分析したとおり、2020年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国経済は大きな影響を受け、2020年の実質GDPはリーマンショック期の2009年以来の大幅な落ち込みとなったが、完全失業者の増加や完全失業率の上昇はリーマンショック時に比べ緩やかなものにとどまった。この背景には、今般の経済的ショックが感染拡大防止のために一時的に経済活動を抑制したこと等により生じたものであるということや、感染拡大前から労働市場では人手不足基調にあったことに加え、リーマンショック期以降の雇用対策等の展開がみられた中で、今般の感染拡大を受け、リーマンショック期を上回る規模で広範な雇用対策等が講じられたことがあるものと考えられる。

本章では、リーマンショック期以降の雇用対策等の展開を概観した上で、感染拡大期に講じられた雇用対策とその特徴の整理を行うほか、このうち特に重要な役割を果たしたと考えられる雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給による完全失業率の抑制効果について分析を行う。

### 第1節 リーマンショック期以降の政策展開の整理

- リーマンショック期には、雇用維持、再就職支援、雇用創出の観点からの雇用対策のほか福祉的支援が講じられ、一部の施策はその後、法制化された

今般の感染拡大期における雇用対策は、近年の大きな経済的ショックであったリーマンショックを受けて積み重ねられてきた施策を基盤として、その上に今般の経済的ショックの特徴に対応した対策が講じられることにより展開してきたと考えられる。このため、今般の感染拡大期における雇用対策について確認するに当たり、まずはリーマンショック期とそれ以降に展開されてきた雇用対策等について概観する。その際、それぞれの経済的ショックの特徴の違いにも留意してみていく。

リーマンショック期の雇用・失業情勢の特徴としては、世界経済の後退の影響を大きく受け、特に「製造業」への影響が大きかったこと、各企業による雇用調整の手段として労働時間の削減だけでなく、人員・賃金の削減による調整も多く行われたこと等があげられる。これにより、リーマンショック期には、男性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者を中心に完全失業者が大幅に増加し、完全失業率も大幅に上昇した。

こうした状況に対応するために、リーマンショック期の雇用対策としては、第1-(6)-1表のとおり、雇用維持の観点から雇用調整助成金の特例措置（助成率、教育訓練加算及び支給限度日数等の拡充）等が、再就職支援・能力開発の観点から雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練や訓練期間中の生活保障のための給付を行う緊急人材育成支援事業等が、雇用創出の観点から緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業、ふるさと雇用再生特別基金事業等が講じられた。こうした雇用対策以外にも、生活面での福祉的な支援として、生活福祉資金貸付制度

の充実や住宅手当緊急特別措置事業の実施なども行われた。

この時に展開された施策の中には、その後、法律に基づく恒久的な制度とされたものもあり、その後の雇用対策等において重要な役割を果たしている。具体的には、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（平成23年法律第47号）により、緊急人材育成支援事業を基にした求職者支援制度が法制化された（2011年10月施行）。また、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）により、住宅支援給付事業の住宅支援給付<sup>1</sup>を基にした住居確保給付金が、生活困窮者自立支援制度の一部として法制化された（2015年4月施行）。

第1-(6)-1表 リーマンショック期以降の雇用対策

雇用維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用調整助成金の特例措置</li> <li>【助成率】</li> <li>中小企業2/3→4/5（2008年12月）、大企業1/2→2/3（2009年2月）</li> <li>※解雇等を行わない場合は、中小企業9/10（2009年3月） 大企業3/4（2009年3月）</li> <li>【教育訓練加算】</li> <li>1,200円→中小企業6,000円（2008年12月）、大企業4,000円（2009年6月）</li> <li>（事業所内訓練は2011年4月に半額）</li> <li>【支給限度日数】</li> <li>1年100日・3年150日→3年300日（2009年6月）</li> </ul>
再就職支援（職業訓練）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急人材育成支援事業（2009年7月）</li> <li>【職業訓練の拡充】</li> <li>・新規成長や雇用吸収の見込める分野における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練を実施</li> <li>・再就職に必須のITスキルを習得するための訓練を実施</li> <li>【訓練期間中の生活保障】</li> <li>・訓練を受講する者に対して、訓練期間中の生活費を給付（月10万円）</li> <li>※雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練や訓練期間中の給付を行う制度。2011年9月開講分をもって終了。</li> <li>○求職者支援制度（2011年10月）</li> <li>・雇用保険を受給できない者（非正規雇用労働者や就業経験の無い者等）に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施</li> <li>※緊急人材育成・就職支援基金を基に創設。再就職や転職を目指している者が、月10万円の生活支援の給付を受けながら無料の職業訓練を受講する制度。</li> </ul>
雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急雇用創出事業（2008年度）</li> <li>・離職を余儀なくされた非正規雇用労働者等の一時的な雇用機会を創出</li> <li>○重点分野雇用創出事業（2009年度）</li> <li>・介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施</li> <li>○ふるさと雇用再生特別基金事業（2008年度）</li> <li>・地域の実情や創意工夫に基づき、地域の求職者等の継続的な雇用機会を創出</li> </ul>
生活面での福祉支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活福祉資金貸付の種類統合・再編等の見直し（2009年10月）</li> <li>・総合支援資金の創設や緊急小口資金の無利子化等</li> <li>○住宅手当緊急特別措置事業（2009年10月）</li> <li>・住宅手当の支給により住居を確保するとともに就職活動の支援を実施</li> <li>○生活困窮者自立支援制度（2015年4月）</li> <li>・自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等</li> </ul>

資料出所 厚生労働省資料をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

## 第2節 感染拡大期における雇用対策等の特徴の整理

### ●感染拡大期においては雇用維持のための支援などの雇用対策が過去に例をみないスピード感、規模により講じられた

本節では、2020年の感染拡大期に講じられた雇用対策が、どのような点で特徴的であったか、今般の経済的ショックの特徴に照らし合わせつつ、大幅な特例措置がとられた雇用調整助成金等の利用状況等を中心に概観する。

今般の経済的ショックの特徴としては、第5章でみたように、国内外で感染拡大防止のために幅広く経済活動を人為的に抑制したことにより、急激に非常に多くの労働者が影響を受けた点があげられる。特に「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、

1 2013年に、住宅手当緊急特別措置事業が住宅支援給付事業へ名称変更。